

特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

(昭和 52 年 12 月 26 日 県告示第 683 号)

基	振 動 の 大 き さ	作業ができない時間（夜間）		1 日における作業時間		同一場所における作業時間	日曜日、休日における作業
		第 1 号区域	第 2 号区域	第 1 号区域	第 2 号区域		
準	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75 デシベルを超える大きさのものでないこと。	午後 7 時～翌日午前 7 時	午後 10 時～翌日午前 6 時	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	禁 止
適 用 除 外	作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。	A B C D E		A B		A B	A B C D E F

(備考)

- 振動の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線における許容限度をいう。
- 表中の A～F は次の場合をいう。
 - A 災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合
 - B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
 - C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合
 - D 道路法第 34 条（道路の占用許可）、第 35 条（協議）による場合
 - E 道路交通法第 77 条第 3 項（道路の使用許可）、第 80 条第 1 項（協議）による場合
 - F 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のための電気工作物の機能を停止して、日曜日、休日に行う必要のある場合